

SHOKOH MIYAKO

商工みやこ

●発行/みやこ町商工会

冬

平成22.1
No.3

新年明けましておめでとうございます。平成二十二年の新年を迎えるに当たり、皆様方へ一言ご挨拶を申し上げます。

ご承知のとおり、今年には商工会法が施行されて五十周年を迎えます。この節目の年にあたり商工会は、これからの新たな時代に向けて会員や地域の方々から今まで以上に信頼されかつ、支持される組織作りを目指していきたいと思っております。

そのためには、商工会がよりキメ細かい事業を積極的に展開していくことが肝要であります。何よりも商工会設立の原点に立ち戻り会員事業所等への「巡回訪問」の強化、並びに「経営革新の承認」申請による企業体質強化を図ることが今、商工会に一番求められていることと存じます。

先ずは、商工会における巡回訪問の必要性ですが、徹底



福岡県商工会連合会
会長 城戸 津紀雄

平成二十二年事業に向けた商工会の体制について

した巡回訪問はすべての商工会活動の出発点であり、基礎的な経営改善普及事業の根幹となるばかりでなく、会員・非会員事業者への新たなサービスの提供、会員増強、経営革新支援等の機会創出、あるいは、地域の課題の解決に取り組む地域貢献活動の強化の観点からも極めて重要であると考えています。

この巡回訪問の意義につきまして、経営相談による個別企業の成長支援はもとより、今後取り組みが期待されている「地域コミュニティ」維持活動や、農商工連携などを効果的に進めるためにも重要であります。一方、巡回訪問をしてもその場ですべての経営課題が解決されることは多くはないと思えますが、少なくとも対話の中で経営者に「商工会を利用するきっかけ」となる一助となれば良いと思えます。また、商工会の活動は外部者から見えにくいという面もあることから、巡回訪問は商工会のPRという意味も持つております。

このように、巡回訪問の活

化により会員事業者と商工会との関係が深まれば、事業者自ら商工会に訪れ活用するようになり、会員との信頼関係は深まり、強いては商工会組織がより活性化すると固く信じています。私は常々職員に対し、巡回は目的ではなく、会員の満足度を高めるためのツールと認識しておくこと。そのためには職員は数（回数）と質（提供するサービスの質、職員の資質）との両面を展開していく心構えを待つようにと言いつづけています。

次に、経営革新の承認申請の必要性について申し上げます。昨今の景気動向については非常に厳しい状況下にありますが、わが国の経済、地域の経済の繁栄や社会に安定をもたらすためには地域の経済・雇用を担っている中・小規模企業の活性化が不可欠であります。

そのためには、中・小規模企業が自らイノベーションに取り組みでいかねばなりません。その一環として経営革新の承認申請制度があります。これは、①新商品の開発又は生産、②新サービスの開発又は

提供、③商品の新たな生産又は販売方式の導入、④サービスの新たな提供方式の導入等で、「ここで言う「新」や「新たな」が個々の中・小規模企業における経営革新そのものであります。

これは、県に承認申請し単に認定を受けることを目的とはしていません。大事なことは、自らの企業についての現況を把握し、経営上の問題点や課題等を抽出し、これを改善するために事業計画を策定し、企業の体質強化を図っていくのが経営革新の狙いでもあります。

福岡県では平成十九年度から各経営指導員に二事業者の推薦を頂き、これらの具体的な承認申請につきましては、県連合会から派遣するエキスパート等が支援を行なうこととしております。ちなみに、昨年度の福岡県（商工会関係）の承認件数は全国一の実績を有しましたことを申し添えておきます。

終わりに、みやこ町商工会会員の皆様並びに関係各位にとりまして、今年が良い年でありますよう心から祈念申し上げます。

事業所名 (有)浦山建設
代表者名 浦山 公明



店主よりひとこと

新年あけましておめでとうございます。当社は旧勝山町黒田で昭和53年1月に開業し、今年32年目を迎えます。これも偏に地域の皆様のおかげと感謝申し上げます。顧みますと、勝山で開業してすぐに商工会に入会し、青年活動を通じて研修や地域活動に積極的に参加したことで地域の中に溶け込むことができ、これが事業発展の原動力になったことは間違いありません。

これからも、事業は勿論のこと、商工会活動や地域活動を通じて、地域社会に貢献する浦山建設を目指して頑張りたいと思います。

事業所名 奥竹造花店
代表者名 奥竹 忠生



店主よりひとこと

あけましておめでとうございます。奥竹造花店は創業(昭和57年)以来、地域の皆様に安心して、そして満足していただけるような葬儀を提案し、「まごころ」をモットーに日々努力しております。

また昨年の8月には斎場をリニューアルし、斎場の無料開放も行なっておりますのでどうぞお気軽にお立ち寄り下さい。

スタッフ一同心よりお待ちしております。

ホームページ <http://www.town-miyako.com/kaiin/index.htm> (みやこ町商工会のHPから入れます。)

今回は、仕出しのかわかみさんにバトンタッチの予定です。

会員さん紹介回覧板 “笑売の輪” Vo2.

事業所名 豊津自動車
代表者名 白川 英治



店主よりひとこと

こんにちは！豊津自動車では車検・修理・钣金塗装・自動車保険・各種自動車販売など自動車に関するさまざまな業務を行っております。

昨年故障診断機を導入し自動車システムの高度化に対応するため迅速かつ正確な整備ができるよう勉強しながら頑張っておりますので車のトラブル不調など何でもお気軽にご相談ください。

今回は有太島鉄工さんにバトンタッチの予定です。

改正労働基準法のポイント

※長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

〈主な改正内容要約〉

- 1) 時間外労働の限度に関する基準の見直しにより、限度時間を超過して働かせる一定期間ごとに、割増賃金率を定めること。
- 2) 法定割増賃金率の引上げにより、1ヵ月60時間を超える法定時間外労働に

対しては、利用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

中小企業には、自分の間、適用が猶予されます。

(3) 時間単位年休
労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることができる。

以上が、今回の改正点の要約ですが、詳細については知りたい方は、商工会にお尋ね下さい。また、連絡を頂ければ事業所に向いて

退職にあたって

白石 英朗

新春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。このたび、十二月三十一日付をもちましてみやこ町商工会を退職致しました。

在職中、公私にわたり温かいご指導とご厚情を頂き、誠に有難うございました。これからは、何卒変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

退職後は築城町商工会の経営指導員として勤務することになりました。

末筆ながら皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。簡単ではありますがありますが御礼のご挨拶と致します。

掲示板

◎労働保険料第3期分
※持参の方1月31日まで
◎口座振替の方の振替日
2月1日
◎福岡県の最低賃金
1時間680円10月16日適用
◎下請代金法講習会と弁護士無料相談会
1月28日午後 みやこ町商工会本所2F研修室において
※参加者募集中

ビジネスチャンスを探る青年連日交流会

去る10月29日、県青年連日交流会が開催されました。これは、経営環境が質的に変化している中、青年部員事業所個々の商品・サービス等の「ユニーク・セールス・ポイント」を発見・再確認しビジネス交流を活性化させようと初めて開催され、本会青年部からも5名の青年部員が参加しました。

集団お見合い形式で名刺交換から始まり、その後フリータイムへ。新しいビジネスの出会いにちこちで話しても大いに盛り上がりました。また、金融相談コーナーや経営革新コーナーも設けられ、とても



活発にアピール

地域を守ります 防犯パトロール事業

青年部では、12月の1ヶ月間を防犯パトロール期間とし、各自の車両に防犯ステッカーを貼り事業活動と兼ねて防犯活動を行いました。

これは安心・安全な街づくりに向け、地域で商売する者として出来ることから取り組みとして初めて実施されました。

昨今は、町内でも不審者情報がかかることもあり、青年部の取り組みが少しでも犯罪の抑止に繋がっていくことが期待されています。

気分一新 イルミネーション点灯

年末を控えた11月28日、豊津支部の青年部員はみやこ町豊津にある「天平の塔」にイルミネーションを取り付け、年末年始を彩りました。

8年前から始めたこの事業、今年も青年部員の有志が照明付き看板を作成し取り付けました。楽しんで貰えたいです。



出来栄はどう?

商品化も間近!! 地元米の商品化事業

平成21年度事業としてみやこ町商工会が取り組んでいる地元米の商品化研究事業は、開発中の米粉商品のテストマーケティングが進んでいます。

この事業は、町の重要農産品でもある米で出来た米粉100%パンやロールケーキ等で地域活性化を図ろうと旧豊津町商工会から取り組んでいる事業で、今年度は試作品に値段をつけ様々なイベントでテスト販売を行い消費者ニーズの把握をしています。これまで計3イベントに出展し(9月27日開催のふくおか町村フェア、10月25日開催のRKBラジオまつり、11月14日開催のよつこ屋祭inみやこ)、アンケート結果からも事業の手ごたえを感じています。

みやこ町の新たな特産品の誕生も間近な模様です。



町村フェアの様子

プレミアム商品券事業の経過について

11月1日に三千三百万円の追加発行をして、今年度の商品券発行総額が一億一千万円となりました。換金率からみて、順調な利用状況を推測することが出来ます。

今後、加盟店の皆様にご注意して頂きましたのは、商品券の有効期限です。別表のとおり、一月末と二月末に有効期限が到来しますので、出来る限り厳守をお願いいたします。有効期限については消費者にも防災無線でお知らせしますが、加盟店からも早目の利用を勧めたいと思います。

12月末現在換金率・有効期限			
発行額	換金額	換金率	有効期限
4月29日発行	55,000,000	54,828,000	99.70% 期限切れ
8月1日発行	22,000,000	20,396,500	92.70% 1月31日
11月1日発行	33,000,000	17,277,500	52.40% 2月28日
合計	110,000,000	92,502,000	84.00%

みやこブランド事業始動!

みやこ町には、地域の人々により作られたたくさんの特産品があり、消費者のそれぞれ高い評価を頂いている。商工会では、これらの特産品の販売のあり方を見直し、全国的に通用する「みやこ」ブランドを確立し地域活性化を図ることを目的としてみやこブランド委員会を立ち上げました。ブランド委員会の基本コンセプトはみやこ町を北九州の古都・ふるさとと位置付け、特産品にもその地域性を盛り込んだデザイン戦略を構築します。

「豊の美夜古」は、みやこ町特産品認定委員会が現在取り組んでいる特産品開発事業のブランド名です。

私たちみやこ町の新鮮な「食」の数々を皆様により楽しんでいただく為、認定委員会、生産・加工者共にご協力をお願いします。近々このロゴマークを冠したみやこ町のブランド品を、皆様にお届けすることが出来るでしょう。

なお、平成21年9月27日福岡町村フェア(天神)・10月25日RKBまつり(福岡市)・11月14日よつこ屋祭inみやこ産業祭でPR活動を行いました。

どうぞ末永くご愛顧下さいますようお願いいたします。



北九州支部 第49回商工会全国大会並びに 会長県外研修の実施

北九州支部会長会は11/19東京渋谷NHKホールにて商工会全国大会に参加した。

今年の大会は、景気回復の実現・商工会組織力の向上をテーマに全国から関係者3000名が集結、厳しい現況下での継続的な景気対策、中小・小規模企業対策の拡充等が大会決議された。

大会終了後、引き続き北九州支部会長会は県外視察研修のため新潟県佐渡市へ移動した。

佐渡市は平成16年に行政合併後、商工会の合併は行なわれず、現在も10商工会で「佐渡連合商工会(幹事は両津商工会)」を



組織化、広域連携事業の推進に力を注いでいる。

よつこ屋祭 in みやこ産業祭

11月14・15日2日間わたって「よつこ屋祭 in みやこ産業祭」が役場庫川支所前で開催され、2日間とも好天に恵まれ昨年にならぬ内外の来場者で賑わいました。

その後毎年恒例の商工会青年部主催の大じゃんけん大会が開催され、協賛事業所から提供された豪華景品を奥竹支部長の司会でじゃんけんせしながらい人も子供も熱狂して楽しみに参加していました。翌日は、新型インフルエンザの猛威の影響でマラソン大会等一部行事が中止となり、その影響で2日目の午前中の盛り上がりには掛けた部分



確定申告期の留意事項

商工会が合併して最初の確定申告期を迎えます。

確定申告については従来どおり、豊津、勝山、犀川の本所支所で受け付けますので、資料提出、相談日等はお知らせに従って期限厳守をお願いいたします。

◎平成21年分確定申告から、電子申告をしている事業所(税相会員は全員電子申告)には確定申告書が送付されませんので注意して下さい。決して申告不要という意味ではありません。

※なお、平成21年分に限り、予定納税等必要事項を記載したハガキが送付されますので、紛失しないよう注意して下さい。申告の時に資料と一緒に提出していただきます。

◎例年、国民年金の保険料控除証明書を紛失された方がいます。再発行に時間がかかりまので、事前に確認をお願い致します。また、他の控除証明書等も資料提出時に一緒に提出できるように準備をお願いします。

京築商工会広域協議会通信

京都郡・築上郡内の5商工会で構成する京築商工会広域協議会が、企業がその時代の経営環境の変化に適合し、成長していくために必要となる基本的能力・知識などを習得するとともに、経営の向上を図るための取り組みを支援するために経営改善普及及事業の一環としての実施している事業の来年度事業計画が作成されました。

1. テーマ名等
京築夢講座(京築商工会広域協議会)

(1)資格取得及び受験対策等のための技能講習会
(2)IT講習会
(3)経営革新講座
2. 事業の必要性等
(1)労働安全衛生法で定められた資格取得及び受験対策等の推進
(2)パソコンの表計算ソフトを使って、見積書・請求書・納品書等を作成し、事務の省力化並びに経営効率の向上を図る。
(3)既に事業を営んでいる方や若手後継者等を対象に、現在経営革新を實踐し優良企業に育て上げた起業家の実践事例や地域資源を活用した農工商連携等を学び、企業経営の経営戦略やノウハウを体得するため講習会を開催する。上記3事業を計画してまいりますので詳しい内容は今後お知らせいたします。

なお、要望等がありましたら各事務所に連絡下さい。

中小企業金融円滑化法施行

12月4日、中小企業金融円滑化法が施行されました。

同法の骨子は、
(1)金融機関の努力義務
(2)金融機関自らの取組み
(3)行政上の対応
(4)更なる支援措置

からなっており、これらを金融機関の検査・監督に反映させる措置が取られています。

具体的には、金融機関は債権の弁済に支障が生じている、またはそのおそれがある中小企業や住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等に努めることにな

ります。貸付条件の変更等の実施状況(申込み/実行/謝絶/審査中/取下げ)の開示・報告が義務付けられており、中小企業等からの申込相談に真摯に対応しているか、債権者の意思に反して申込を取り下げさせていないか等、細部に亘る評価項目が設定され、虚偽報告には罰則が適用されるの大きな特徴です。

※資金繰り、貸付条件の変更等は、まず商工会にご相談下さい。

※12月15日から条件変更対応保障制度が開始されました。(公約金融を現在利用されていない方が対象)